

石川県公報

令和2年8月25日

第13334号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告	
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同)	3
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	2	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	3	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	4
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	4

告示

石川県告示第290号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和2年8月25日

石川県知事 谷本正憲

1 内灘加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

河北郡内灘町白帆台1丁目123番地 氷見山 晴雄

河北郡内灘町字向粟崎2丁目202番地 吉野 徹

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧内灘町漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数6.5トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網又はごち網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年7月31日

2 内浦加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字布浦ヌ字16番地 長岡 起一

鳳珠郡能登町字布浦へ字75番地 干場 義一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧内浦漁業協同組合の地区

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年7月31日

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

家電住まいる館ヤマダ金沢本店

金沢市西都1丁目40番地 外

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の位置及び数

公告日 令和2年3月10日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

ア 今回駐車場から除外する敷地において、開発事業を行う場合、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく届出が必要な場合があります。

イ 今回駐車場から除外する敷地において、第四～第七駐車場であった敷地には、地区計画が定められています。当該敷地で建築行為等を行う際に地区計画の届出が必要です。

区域区分：市街化区域

用途地域：第一種住居地域、準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）

防火指定：建築基準法第22条区域

そ の 他：高度地区（25m）、地区計画、特別用途地区（第3種特別工業地区）、街づくり基本協定（石川県）

ウ 道路に仮設工作物を設置するときは道路占用許可の申請が必要です。

エ 当該計画の施行により、道路に破損、汚損が生じた場合、現状回復を命じることがあります。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年8月25日から同年9月25日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン羽咋店

羽咋市石野町ト6番地 ほか8筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和2年3月10日

3 市町の意見の概要

市町名 羽咋市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和2年8月25日から同年9月25日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ野々市
野々市市三納1丁目77番 外
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内 容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成31年4月16日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和2年8月25日から同年9月25日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

美川土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大 面 慎 一	白山市蓮池町オ51番地	令和2年7月23日
〃	西 田 義 範	〃 手取町ス80番地	〃
〃	中 山 久 美 男	〃 美川中町ロ153番地	〃
〃	中 面 義 孝	〃 西米光町リ3番地	〃
〃	熊 田 俊 興	〃 湊町3号62番地	〃
〃	喜 多 栄 一	〃 末正町エ4番地	〃
〃	面 田 孝 義	〃 鹿島町い263番地	〃
〃	中 正 紀	〃 長屋町ニ13番地2	〃
〃	梅 田 幸 喜	〃 井関町ニ1番地	〃
〃	小 西 敏 輝	〃 平加町イ66番地	〃
監 事	藤 田 正 明	〃 手取町ス64番地	〃
〃	本 田 直 成	〃 湊町カ69番地	〃
〃	金 谷 敏 夫	〃 美川新町ソ144番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

美川土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	紺 多 英 夫	白山市末正町エ10番地	令和2年7月24日
〃	中 山 久美男	〃 美川中町口153番地	〃
〃	小 西 敏 輝	〃 平加町イ66番地	〃
〃	百 津 和 彦	〃 湊町カ112番地	〃
〃	川 口 幸 寛	〃 西米光町イ17番地	〃
〃	西 田 孝 義	〃 鹿島町い263番地	〃
〃	北 野 秀 喜	〃 蓮池町エ48番地1	〃
〃	中 正 紀	〃 長屋町ニ13番地2	〃
〃	南 健 一	〃 手取町ス30番地1	〃
〃	梅 田 幸 喜	〃 井関町ニ1番地	〃
監 事	金 谷 敏 夫	〃 美川新町ソ144番地	〃
〃	梨 木 精 一	〃 手取町ス106番地1	〃
〃	西 崎 賢 一	〃 蓮池町ア2番地3	〃

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画 (第5次安原異業種工業団地地区・第2次いなほ工業団地地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和2年8月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市浜北口35番4、35番10から35番33まで、40番2	道路 かほく市浜北口35番32 公園 かほく市浜北口35番30 調整池 かほく市浜北口35番29、35番30	羽咋郡志賀町高浜町ヤの 141番地 有限会社 大生地建
河北郡津幡町字大坪い4番1から4番7まで 河北郡津幡町字大坪ろ1番1、1番3から1番12まで、1番14、1番15 河北郡津幡町字大坪カ92番2、92番5	道路 河北郡津幡町字大坪ろ1番4、 1番14 道路(通路) 河北郡津幡町字大坪ろ1番9 緑地 河北郡津幡町字大坪い4番4から4番6まで 河北郡津幡町字大坪ろ1番10、 1番12、1番15 河北郡津幡町字大坪カ92番2 水路 河北郡津幡町字大坪い4番7 河北郡津幡町字大坪ろ1番11	河北郡津幡町字加賀爪ニ 3番地 津幡町長 矢田 富郎

